

# 山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）における 介護サービスの整備・管理等

## 1 介護サービスの整備

公募により、以下の介護サービスを整備する。**公募は、計画1年目（令和6年度）に一括して行う予定。**

施設・居住系サービス	
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>新設</b>により整備を行う。</li> <li>○ <b>令和7年度に1事業所18床の整備を行い、令和8年度からサービス提供を開始</b>する。</li> <li>○ <b>介護予防拠点を併設</b>する。</li> <li>○ 地域密着型サービスであることを踏まえ、日常生活圏域ごとに地域包括ケアシステムの確立を深化・推進する観点から、<b>施設・居住系サービスの整備が十分に進んでいない圏域を優先的に整備</b>する。</li> </ul>

※特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）について、本計画期間中には、転換、増床を含め、新たな整備は行いません。

居宅サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>新設</b>により整備を行う。</li> <li>○ <b>令和7年度に1事業所の開設準備を行い、令和8年度からサービス提供を開始</b>する。</li> </ul>

## 2 介護サービスの管理等

以下の介護サービスについて、需給バランスや圏域バランスを踏まえた整備量となるよう管理するとともに、サービスの充実や整備促進に向けて取組を進める。

居宅サービス	
通所介護、地域密着型通所介護、総合事業の通所型サービス（従前相当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>通所介護等の定員が見込量を大幅に超過するため、指定しない。</b> 但し、サービスの継続性の確保、要介護者の在宅生活、地域共生社会に資すると認められる以下の場合、<b>例外として指定する。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の事業所を廃止し、定員が同数以下の事業所を開設する場合（通所介護→地域密着型通所介護、経営譲渡・合併等）</li> <li>・当該地区や圏域に対応できる事業所が無いなど、通所介護等の事業所が特に不足している場合</li> <li>・新たに共生型サービスを始める場合</li> <li>・人員体制の充実等により、他の事業所での受入が困難な要介護者等の受入が可能な事業所の場合（医療的対応が必要な者の受入等を想定）</li> </ul> </li> <li>○ <b>指定更新時も同様の観点で更新を行う。</b> このため、<b>今後、定員増の変更を行う事業所については、次期の更新を行わないことがある</b>ので、定員増に係る変更届出を行う際は、<b>山形市と事前に協議</b>すること。</li> </ul>
小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常生活圏域ごとに地域包括ケアシステムを確立する観点から、整備量が少ない圏域に整備されるよう、<b>新規指定は、1圏域当たり3事業所までとする。</b></li> </ul>
看護小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療・介護の両方のニーズを持つ高齢者への対応のため、1圏域当たりの新規指定の事業所数等は定めない。</li> </ul>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「困り込み」による閉鎖的なサービス提供とならないよう、<b>必要な条件等を付加した上で指定</b>する。</li> </ul>
訪問介護、訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問系サービスの充実が図られるよう、サービス利用に関する周知を図るほか、介護人材確保を含む取組を進める。</li> </ul>
訪問介護・リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リハビリテーションの充実が図られるよう、利用者・家族等をはじめ、医療関係者、介護関係者へサービス利用に関する周知や普及啓発の取組を進めるほか、在宅療養支援を推進する。</li> </ul>
共生型サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、好事例の普及等を通じて、整備が促進されるよう支援する。</li> </ul>